

## 指定避難所（地域防災拠点）の開設について

指定避難所（地域防災拠点）は、横浜市域で1箇所でも震度5強以上が観測された場合に開設します。運営については、地域、学校、区役所等で構成された「地域防災拠点運営委員会」により行います。

[地域防災拠点に関する詳しいページ](#)

## 地域防災拠点の名称について

「地域防災拠点」という名称は、災害対策基本法が改正される以前から避難生活を送る場所として広く皆様に周知しています。横浜市では、上記のように指定避難所を指定はするものの、「地域防災拠点」という名称を今後も継続して使用していきます。